

(五) 紅茶碾茶等ノ研究

紅茶ハ在野輸出茶ノ大部分ヲ占メ居リ世界ニ於ケル販路甚ク廣ク且ツ内地需要モ増加ト共ニ漸次増加スルヲ以テ之ノ研究ハ日本茶需要ノ新生面展開上必要ナリトス

碾茶 「アイスクリーム用」 「アイスティー」 用トシテ有

望ナルガ如キヲ以テ之ノ研究ハ日本茶需要

生稅局長

(昭和三年十一月號雜誌「産業」ヨリ拔萃)

我國木材ノ需給ト對策

農林省山林局長 入江 魁

内地ハ木材ノ消費地デアリ北海道、樺太、臺灣ノ如キハ供給地タル地位ニ在ル。今内地ヲ中心トシテ考察スルコト、スル。

内地ニ於ケル用材ノ需要ハ、年々造材材積トシテ約四千五百萬石内外(一石トハ十立方尺)ト推定セラレテ居ルガ、之ヲ立木材積ニ見積ルト約六千五百萬石ニナル。其ノ用途ハ多種多樣デアアルガ、今帝國森林會ガ、大正八年ニ内地及北海道ノ需給關係ヲ調査シタルモノニ基キ製品トシテノ材積順ニ其ノ用途ヲ列記スレバ次ノ様デアアル。尤モ今日

樽桶用材
 包製箱用材
 バルブ用材
 鑛山用材
 建築用材

樽桶用材
 包製箱用材
 バルブ用材
 鑛山用材
 建築用材

製材積ト
シテノ順位

樽桶用材
 包製箱用材
 バルブ用材
 鑛山用材
 建築用材

樽桶用材
 包製箱用材
 バルブ用材
 鑛山用材
 建築用材

製品材積ト シテノ順位	用途	製品材積 (立木材積)
一	建築用材	二一、一〇七 三五、九二二
二	鑛山用材	六、一〇七 六、八五六
三	バルブ用材	二、二二七 二、二二七
四	包製箱用材	一、七七九 三、〇三三
五	樽桶用材	一、三〇二 二、三七〇

(3-5 富井納)

(4-1 10)

一二	一一	一〇	九	八	七	六
家庭用器具用材	農具及稻架木用材	土木橋梁用材	下駄用材	鐵道枕木用材	電柱材木支柱用材	船舶用材
一、 〇五 四四 〇五	六〇 七三 七四	一、 二七 四二 二七	一、 九七 二五 七八	二、 二九 三八 八〇	一、一、 三〇 九一 九六	二、一、 〇一 五八 〇四 千石

(3-5 富井納)

正	四	三	二	一
...
一、 三〇 二〇	一、 〇三 三三	二、 一一 二二 六六	六、 一八 〇六	三、 一八 二二 〇二

...

(3-6 富井納)

一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三
樟腦原木用材	紡績木管用材	軍需用材	車輛用材	漆器用材	燐寸軸木用材 小箱用材	椎茸楨木用材

一一 一〇 一〇	四一 三七 五四	四二 〇〇 五三	四二 八三 四三	五二 三三 四六	五二 七五 三八	五五 九三 六六 千石
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-------------------

大藏省

(35 富井納)

大藏省 富井納

六	六	八	五	一〇	一一	一二
鐵	鋼	銅	鉛	錫	鋅	鎳
...

大藏省

0000 0365

二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇
漁網浮木用材	水道木管用材	鉛筆用材	木型用材	木毛用材	經木折箱用材	葬祭具用材

三二九二	四二〇四	四二一四	四二二四	六三二七	一五七三〇	一七千七〇石
------	------	------	------	------	-------	--------

大藏省

(3-5 富井納)

一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
蘇宜熟木用材	蘇宜熟木用材	蘇宜熟木用材	蘇宜熟木用材	蘇宜熟木用材	蘇宜熟木用材	蘇宜熟木用材

五正三六	二正八	二正六	二正八	二正〇	一正三	一正〇
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

大藏省

0000 0366

イ、内地用材生産状況

然ラバ内地ノ需用材ガ、如何ニシテ供給セラレテ居ルカト云
 フニ、内地森林ヨリ生産セラル、木材ノミチ以テシテハ、需要ノ

計	製 品 材 積	立 木 材 積	三〇	二九	二八	二七
			其 他 用 材	度 量 衡 用 材	曲 木 用 材	運 動 具 用 材
	四一、 四六二	六五、 四八八	七四 二一 五二	一四 六	三一 二三	一千 三石

大 藏 省

二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇
...
...

大 藏 省

ノニ、内地森林ノ生産状況ハ次ノ様デアル。

一、	二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	十、
...

約五割六分ニ過キズシテ、其ノ不足分ハ移入材及輸入材ヲ以テ補ハレテ居ルノデアル。

内地森林ノ生産状況ハ次ノ様デアル。

内地森林用材伐採量

年次	御料	国有	公有	社寺有	私有	計
大正四年	千石 七九〇	千石 六〇六〇	千石 一五七	千石 三四二	千石 一三三三五	千石 二二六八五
大正一〇年	千石 七三〇	千石 六八五三	千石 一六〇	千石 一三七	千石 二四四八一	千石 三四〇六三
同 一一年	千石 七二三	千石 六五五一	千石 一五八	千石 一八	千石 二一三九五	千石 三〇九四四
同 一二年	千石 七四二	千石 八二三八	千石 一四四	千石 一四二	千石 二四一八八	千石 三五七五八
同 一三年	千石 七〇二	千石 七〇〇一	千石 一五五	千石 一三三	千石 二二二四	千石 三二七七一

大藏省

同	一二年	1,200	1,800	1,500	1,100	1,100	1,500
同	一三年	1,300	1,800	1,500	1,200	1,200	1,500
同	一四年	1,400	1,900	1,600	1,300	1,300	1,600
同	一五年	1,500	2,000	1,700	1,400	1,400	1,700
同	一六年	1,600	2,100	1,800	1,500	1,500	1,800
同	一七年	1,700	2,200	1,900	1,600	1,600	1,900
同	一八年	1,800	2,300	2,000	1,700	1,700	2,000
同	一十九年	1,900	2,400	2,100	1,800	1,800	2,100
同	二十年	2,000	2,500	2,200	1,900	1,900	2,200
同	二十一年	2,100	2,600	2,300	2,000	2,000	2,300
同	二十二年	2,200	2,700	2,400	2,100	2,100	2,400
同	二十三年	2,300	2,800	2,500	2,200	2,200	2,500
同	二十四年	2,400	2,900	2,600	2,300	2,300	2,600
同	二十五年	2,500	3,000	2,700	2,400	2,400	2,700
同	二十六年	2,600	3,100	2,800	2,500	2,500	2,800
同	二十七年	2,700	3,200	2,900	2,600	2,600	2,900
同	二十八年	2,800	3,300	3,000	2,700	2,700	3,000
同	二十九年	2,900	3,400	3,100	2,800	2,800	3,100
同	三十年	3,000	3,500	3,200	2,900	2,900	3,200

内地産物ノ運送費別ハ夫ノ如キデアリ
 ノヤ録スルデアリ
 改正附六分ニ移サズニヤ、其ノ不足分ハ移入者ノ輸入者ノ如キデアリハ

大正一四年	1,822	2,692	1,433	1,226	2,130	3,162
同 一五年	1,355	1,815	1,634	1,34	2,100	3,154

口、移入状況

北海道外各領土ヨリ移入セラル、用材ハ、年々一千万石ヲ超エ、大部分ハ北海道樺太材デアツテ、トドマツ、エゾマツ、カラマツ等ノ針葉樹及シボヂ、ハリギリ、タモ、シナノキ等ノ闊葉樹デアル。此等ノ針葉樹ハ沿海州方面ヨリノ輸入材ト併セテ、市場ニ於テ北洋材ト呼バレ、主トシテ建築材、包装箱材、バルブ用材等ニ利用サレル。最近三ケ年ノ移入ノ趨勢ハ次表ノ様デアル。

大森省の木材生産は、明治三十二年に始り、昭和二十年にピークを達し、戦後には急激に減少した。昭和二十一年の生産量は、前年比で約半減した。これは、戦時体制下の資源配分と、戦災による生産設備の破壊によるものである。戦後には、木材需要の急増にもかかわらず、生産量は回復しなかった。これは、戦時体制下の資源配分と、戦災による生産設備の破壊によるものである。戦後には、木材需要の急増にもかかわらず、生産量は回復しなかった。これは、戦時体制下の資源配分と、戦災による生産設備の破壊によるものである。

昭和二十一年	1,004,754	1,199,918	89,718	67,078	1,411,838
昭和二十年	1,800,247	860,736	72,047	76,312	1,791,534
昭和十九年	3,348,625	1,133,341	88,889	22,722	1,399,577
昭和十八年	3,062,427	860,736	72,047	76,312	1,791,534

内地用材移入量 (農林省山林局調査用材出材量調査に依る製材々積)

年 別	北海道	樺太	臺灣	朝鮮	計
大正十四年	石	石	石	石	石
同十五年	石	石	石	石	石
昭和二十一年	石	石	石	石	石

ハ、輸入状況

内地ニ輸入セラル、大部分ハ北米材デアル。昭和元年ニハ數量一千万石、價格八千八百万圓、昭和二年ニハ一千八十万石、價格八千三百万圓、米材ニ次グハ西比利材デ、昭和元年ニハ數量九十五万石

(昭一 富井納)

(昭一 富井納)

昭和二年ニハ百六十七万石、價格千二百万圓ニ及ンデ
 居ル。北米材ハ米松ヲ最多トシ、米楡、米杉、米檜等デア
 ル。西比利
 方面ヨリハエゾマツ、トドマツ、五葉松、落葉松ガ輸入サ
 レ、南洋方
 面ヨリ所謂ラワン材ナル名稱ヲ以テ潤葉樹ガ輸入サレル。以
 上ハ主ニ
 建築又ハ工業用材デア
 ルガ、其他ニ所謂唐木（紫檀、黒檀、花梨木、
 鐵邊木等）ガ主ニ支那又ハ該地チ通シテ輸入サレル。以上概況ヨリ考
 フルモ、我國木材ノ需給上米材、西比利材ガ重要ナル地位チ占
 メル事
 チ察知サレルガ、此等諸材ガ内地材ヨリモ低廉ナル爲ニ、内
 地材ノ價
 格モ從ツテ下落シ、内地森林ニ大ナル悪影響ヲ及ボシテ居ルコトハ、
 看過出来ナイコトデア
 ル。

二、將來ノ需給

大藏省

木材ノ消費量ハ其性質ヨリ見テ、之ヲ詳細ニ知ルコト殆ド不可能ナ
 ルヲ以テ、茲ニハ便宜内地生産量移出入量及輸出入量ヲ、夫々加減
 シテ得タル結果ヲ需要量ト見做シ、最近數年間ノ平均ニ依リ、又過
 去二十ヶ年ニ於ケル年々ノ需要増加率ハ、約三、五%ナルモ、コハ
 經濟ノ飛躍セル時代デアリ、關東震災ノ如キ復興材ヲ要シタ時デア
 ルカラ、今後當分ノ増加率ハ平均二%トシテ計算ヲ爲シ、現在ノ造
 林ノ狀勢ガ續クモノトシテ、將來ノ需給關係ヲ考察セバ次表ノ通り
 デアル。

期	間	年平均生産量	年平均需要量(立木)	年平均差引過(不足)
第一期	(今後十年間)	千石 五〇〇四五	千石 六〇〇二六	千石 (九九八一)
第二期	(第一期後十年間)	千石 六、一三二七	千石 七、一七〇	千石 (一、〇三八四三)

(35 高井納)

Table with 3 columns: Period (e.g., 第一期), Amount (e.g., 一〇八七二七), and another Amount (e.g., 四五〇八). The text is very faint and partially illegible.

第三期(第二期後十年間) 八八四二八 八九一九四 七六七

第四期(第三期後十年間) 一一三二三五 一〇八七二七 四五〇八

第五期(第四期後十年間) 一一六四二二 一三三三二八 (一六一一六)

即ち當面十ヶ年間ハ、毎年一千万石、第二期ハ毎年約千二百萬石、第三期ハ毎年七十六萬石ノ不足ヲ來シ、第四期ニ於テ始メテ毎年四百五十萬石ノ過剩ヲ見ルモ、第五期ハ再ビ毎年千六百萬石ノ不足ヲ來シ、爾後造林ノ趨勢ヲ現時ノ儘推移スルモノトセバ、需要ガ増加スルニ伴ヒ、漸次不足量ガ増加スルコト、ナル。

即チ内地森林利用上、生産費ヲ充分低下シテ採算ヲ得ル様施設ヲ爲セバ、第一期乃至第三期ハ漸ク移入材、輸入材ノ補足ヲ以テ、需給ノ平衡ヲ得ルコトガ出來ヤウト思ハレルガ、樺太、北海道ヨリノ移入モ

(3-5 富井納)

大 藏 省

本邦ノ森林ニ對シテ、明治ノ初ニシテ、林業ノ振興ヲ以テ、林業ノ振興ニシテ、一、森林ノ保護ニシテ、二、森林ノ利用ニシテ、三、森林ノ改良ニシテ、四、森林ノ育成ニシテ、五、森林ノ管理ニシテ、六、森林ノ調査ニシテ、七、森林ノ教育ニシテ、八、森林ノ研究ニシテ、九、森林ノ宣傳ニシテ、十、森林ノ行政ニシテ、十一、森林ノ立法ニシテ、十二、森林ノ司法ニシテ、十三、森林ノ行政ニシテ、十四、森林ノ立法ニシテ、十五、森林ノ司法ニシテ、十六、森林ノ行政ニシテ、十七、森林ノ立法ニシテ、十八、森林ノ司法ニシテ、十九、森林ノ行政ニシテ、二十、森林ノ立法ニシテ、二十一、森林ノ司法ニシテ、二十二、森林ノ行政ニシテ、二十三、森林ノ立法ニシテ、二十四、森林ノ司法ニシテ、二十五、森林ノ行政ニシテ、二十六、森林ノ立法ニシテ、二十七、森林ノ司法ニシテ、二十八、森林ノ行政ニシテ、二十九、森林ノ立法ニシテ、三十、森林ノ司法ニシテ、三十一、森林ノ行政ニシテ、三十二、森林ノ立法ニシテ、三十三、森林ノ司法ニシテ、三十四、森林ノ行政ニシテ、三十五、森林ノ立法ニシテ、三十六、森林ノ司法ニシテ、三十七、森林ノ行政ニシテ、三十八、森林ノ立法ニシテ、三十九、森林ノ司法ニシテ、四十、森林ノ行政ニシテ、四十一、森林ノ立法ニシテ、四十二、森林ノ司法ニシテ、四十三、森林ノ行政ニシテ、四十四、森林ノ立法ニシテ、四十五、森林ノ司法ニシテ、四十六、森林ノ行政ニシテ、四十七、森林ノ立法ニシテ、四十八、森林ノ司法ニシテ、四十九、森林ノ行政ニシテ、五十、森林ノ立法ニシテ、五十一、森林ノ司法ニシテ、五十二、森林ノ行政ニシテ、五十三、森林ノ立法ニシテ、五十四、森林ノ司法ニシテ、五十五、森林ノ行政ニシテ、五十六、森林ノ立法ニシテ、五十七、森林ノ司法ニシテ、五十八、森林ノ行政ニシテ、五十九、森林ノ立法ニシテ、六十、森林ノ司法ニシテ、六十一、森林ノ行政ニシテ、六十二、森林ノ立法ニシテ、六十三、森林ノ司法ニシテ、六十四、森林ノ行政ニシテ、六十五、森林ノ立法ニシテ、六十六、森林ノ司法ニシテ、六十七、森林ノ行政ニシテ、六十八、森林ノ立法ニシテ、六十九、森林ノ司法ニシテ、七十、森林ノ行政ニシテ、七十一、森林ノ立法ニシテ、七十二、森林ノ司法ニシテ、七十三、森林ノ行政ニシテ、七十四、森林ノ立法ニシテ、七十五、森林ノ司法ニシテ、七十六、森林ノ行政ニシテ、七十七、森林ノ立法ニシテ、七十八、森林ノ司法ニシテ、七十九、森林ノ行政ニシテ、八十、森林ノ立法ニシテ、八十一、森林ノ司法ニシテ、八十二、森林ノ行政ニシテ、八十三、森林ノ立法ニシテ、八十四、森林ノ司法ニシテ、八十五、森林ノ行政ニシテ、八十六、森林ノ立法ニシテ、八十七、森林ノ司法ニシテ、八十八、森林ノ行政ニシテ、八十九、森林ノ立法ニシテ、九十、森林ノ司法ニシテ、九十一、森林ノ行政ニシテ、九十二、森林ノ立法ニシテ、九十三、森林ノ司法ニシテ、九十四、森林ノ行政ニシテ、九十五、森林ノ立法ニシテ、九十六、森林ノ司法ニシテ、九十七、森林ノ行政ニシテ、九十八、森林ノ立法ニシテ、九十九、森林ノ司法ニシテ、一百、森林ノ行政ニシテ、

以上ノ木炭ヲ製スルニハ、立木材積トシテ四千万石内外ヲ要スルモノ
 デアルカラ、直接薪材トシテ利用セラル、モノガ七千万石内外デアラ
 ウ。而シテ薪材ノ將來ニ付テハ尙内地ニ材料ヲ供給スベキ未利用状態
 ノ森林ガ相當多クアルコト、及薪炭林ノ増殖等ノ關係ヲ考フルニ於テ
 ハ、假令用材林ニ其ノ占有面積ヲ相當割クトモ大體ニ於テ自給ノ道ハ
 立テ得ルモノト考ヘラレル。

用薪材ニ對スル方策ヲ立ツルニ當リ、先ヅ内地森林ノ現状ト、林産
 助長ニ對スル國家ノ施設トヲ觀察スルニ、内地森林ノ状態ヲ表示セバ
 次ノ様デアル。

御料	千町步	千町步	千町步	町	
	五一八	三六五	一五三	八五〇九〇	二一六五二四
所有別	内地面積	立木地	無立地	人工造林地	

(3-5 富井稿)

明治二十八年
明治二十九年
明治三十年
明治三十一年
明治三十二年
明治三十三年
明治三十四年
明治三十五年
明治三十六年
明治三十七年
明治三十八年
明治三十九年
明治四十年
明治四十一年
明治四十二年
明治四十三年
明治四十四年
明治四十五年
明治四十六年
明治四十七年
明治四十八年
明治四十九年
明治五十年
明治五十一年
明治五十二年
明治五十三年
明治五十四年
明治五十五年
明治五十六年
明治五十七年
明治五十八年
明治五十九年
明治六十年
明治六十一年
明治六十二年
明治六十三年
明治六十四年
明治六十五年
明治六十六年
明治六十七年
明治六十八年
明治六十九年
明治七十年
明治七十一年
明治七十二年
明治七十三年
明治七十四年
明治七十五年
明治七十六年
明治七十七年
明治七十八年
明治七十九年
明治八十年
明治八十一年
明治八十二年
明治八十三年
明治八十四年
明治八十五年
明治八十六年
明治八十七年
明治八十八年
明治八十九年
明治九十年
明治九十一年
明治九十二年
明治九十三年
明治九十四年
明治九十五年
明治九十六年
明治九十七年
明治九十八年
明治九十九年
大正元年
大正二年
大正三年
大正四年
大正五年
大正六年
大正七年
大正八年
大正九年
大正十年
大正十一年
大正十二年
大正十三年
大正十四年
大正十五年
大正十六年
大正十七年
大正十八年
大正十九年
大正二十年
大正二十一年
大正二十二年
大正二十三年
大正二十四年
大正二十五年
大正二十六年
大正二十七年
大正二十八年
大正二十九年
大正三十年
大正三十一年
大正三十二年
大正三十三年
大正三十四年
大正三十五年
大正三十六年
大正三十七年
大正三十八年
大正三十九年
大正四十年
大正四十一年
大正四十二年
大正四十三年
大正四十四年
大正四十五年
大正四十六年
大正四十七年
大正四十八年
大正四十九年
大正五十年
大正五十一年
大正五十二年
大正五十三年
大正五十四年
大正五十五年
大正五十六年
大正五十七年
大正五十八年
大正五十九年
大正六十年
大正六十一年
大正六十二年
大正六十三年
大正六十四年
大正六十五年
大正六十六年
大正六十七年
大正六十八年
大正六十九年
大正七十年
大正七十一年
大正七十二年
大正七十三年
大正七十四年
大正七十五年
大正七十六年
大正七十七年
大正七十八年
大正七十九年
大正八十年
大正八十一年
大正八十二年
大正八十三年
大正八十四年
大正八十五年
大正八十六年
大正八十七年
大正八十八年
大正八十九年
大正九十年
大正九十一年
大正九十二年
大正九十三年
大正九十四年
大正九十五年
大正九十六年
大正九十七年
大正九十八年
大正九十九年
昭和元年
昭和二年
昭和三年
昭和四年
昭和五年
昭和六年
昭和七年
昭和八年
昭和九年
昭和十年
昭和十一年
昭和十二年
昭和十三年
昭和十四年
昭和十五年
昭和十六年
昭和十七年
昭和十八年
昭和十九年
昭和二十年
昭和二十一年
昭和二十二年
昭和二十三年
昭和二十四年
昭和二十五年
昭和二十六年
昭和二十七年
昭和二十八年
昭和二十九年
昭和三十年
昭和三十一年
昭和三十二年
昭和三十三年
昭和三十四年
昭和三十五年
昭和三十六年
昭和三十七年
昭和三十八年
昭和三十九年
昭和四十年
昭和四十一年
昭和四十二年
昭和四十三年
昭和四十四年
昭和四十五年
昭和四十六年
昭和四十七年
昭和四十八年
昭和四十九年
昭和五十年
昭和五十一年
昭和五十二年
昭和五十三年
昭和五十四年
昭和五十五年
昭和五十六年
昭和五十七年
昭和五十八年
昭和五十九年
昭和六十年
昭和六十一年
昭和六十二年
昭和六十三年
昭和六十四年
昭和六十五年
昭和六十六年
昭和六十七年
昭和六十八年
昭和六十九年
昭和七十年
昭和七十一年
昭和七十二年
昭和七十三年
昭和七十四年
昭和七十五年
昭和七十六年
昭和七十七年
昭和七十八年
昭和七十九年
昭和八十年
昭和八十一年
昭和八十二年
昭和八十三年
昭和八十四年
昭和八十五年
昭和八十六年
昭和八十七年
昭和八十八年
昭和八十九年
昭和九十年
昭和九十一年
昭和九十二年
昭和九十二年

明治二十八年
明治二十九年
明治三十年
明治三十一年
明治三十二年
明治三十三年
明治三十四年
明治三十五年
明治三十六年
明治三十七年
明治三十八年
明治三十九年
明治四十年
明治四十一年
明治四十二年
明治四十三年
明治四十四年
明治四十五年
明治四十六年
明治四十七年
明治四十八年
明治四十九年
明治五十年
明治五十一年
明治五十二年
明治五十三年
明治五十四年
明治五十五年
明治五十六年
明治五十七年
明治五十八年
明治五十九年
明治六十年
明治六十一年
明治六十二年
明治六十三年
明治六十四年
明治六十五年
明治六十六年
明治六十七年
明治六十八年
明治六十九年
明治七十年
明治七十一年
明治七十二年
明治七十三年
明治七十四年
明治七十五年
明治七十六年
明治七十七年
明治七十八年
明治七十九年
明治八十年
明治八十一年
明治八十二年
明治八十三年
明治八十四年
明治八十五年
明治八十六年
明治八十七年
明治八十八年
明治八十九年
明治九十年
明治九十一年
明治九十二年
明治九十二年

國有	四二二二	四〇九〇	一三二	七〇七〇〇	一三八八四八九
公有	三五七三	三三九二	一八一	四四九八八九	
社寺有	一一一	一一七	一四	三三三八四	
私有	八五〇三	七二三六	一六六七	一九一七三八八	
計	一六九四七	一四三〇〇	二七四七	三三九八六一	三九六五〇一九

而シテ生産方面、即チ林産助長方面ニ於テハ森林法ニハ荒廢ノ爲森林ノ經濟繼續ヲ破ル虞アル場合ニハ、施業方法ノ指定産物採取制限及造林命令ノ處分ヲ行フコトニナツテ居ルガ、實際ハ殆ンド自由ノ經營ニ放任セラレテキル状態デアル。

國家ノ施設トシテノ樹苗養成、竹林改良、山林會補助ノ獎勵ノ實績ヲ見ルニ、大正八年度ヨリ昭和元年度迄八ケ年内ニ、府縣直營ノ苗圃

(3-5 富井納)

を以て、大正八年度より昭和元年まで平均二、三割増進の苗圃
 調査に着手し、その調査結果、山林改良、山林整備、山林保護、官
 有苗圃の増設等について、昭和元年から昭和二年まで平均二、三割増進の苗圃
 調査に着手し、その調査結果、山林改良、山林整備、山林保護、官
 有苗圃の増設等について、昭和元年から昭和二年まで平均二、三割増進の苗圃

苗圃の増設に着手し、その調査結果、山林改良、山林整備、山林保護、官
 有苗圃の増設等について、昭和元年から昭和二年まで平均二、三割増進の苗圃
 調査に着手し、その調査結果、山林改良、山林整備、山林保護、官
 有苗圃の増設等について、昭和元年から昭和二年まで平均二、三割増進の苗圃

苗圃	1,234	5,678	9,012	3,456	7,890
官有	1,234	5,678	9,012	3,456	7,890
民間	1,234	5,678	9,012	3,456	7,890
合計	2,468	11,356	18,024	6,912	15,780

約九百七十町歩、府縣補助苗圃約八千町歩、竹林一万一千六百町歩
 改良二千四百町歩の新植を奨励し、府縣單位ノ山林會ノ設立四十
 五に達し、其ノ行フ諸事業ニ對シ補助ヲ爲シテキル。又山林振興施
 設トシテ、昭和二年度以降十ヶ年間ニ百四十九萬圓、毎年其ノ十分
 ノ一ヲ支出シ、林道貯木場建設ノ森林組合一〇〇組合、及森林組合
 又ハ同業組合ニ對シ、木炭倉庫七五〇棟ノ豫定ヲ以テ、此等共同施
 設ニ對シテ補助ヲ爲シツ、アルノデアル。

尙水源涵養造林補助トシテ、水源涵養ニ關係アル私有林並ニ社寺
 有林ノ造林ニ對シ、昭和二年度ヨリ二十一年間ニ、二十萬町ノ造林
 完成セントスル計畫デアルガ、コハ治水ニ關係アル森林ニ補助ス
 ルモノニシテ、純然タル林産ノ助長トハ云フコトガ出來ヌガ、造林

大蔵省
林業
ノ結果ハ治水事業ニ於ケル公有林野ノ造林ト共ニ、木材ノ供給ニ力アルコト、相當大ナルモノガアラウ。其ノ他小規模ノ獎勵ハ種々アルモ將來ノ需給關係ヲ考フレバ甚ダ微溼的ノモノト云ハサルヲ得ナイ。

要スルニカ、ル程度ノ施設ヲ以テシテハ、年々伐採ニ對シ造林ガ遅レ而モ現在及將來ノ需要ヲ充スニ足ラナイ。即チ此ノ状態ガ續イテ行ケバ、前述ノ如ク木材ノ飢饉ニ遭フコトハ、當然ノコトデアルバカリデナク、治水、國土保安、水源涵養ノ方面カラモ、甚ダ憂慮スベキ結果ヲ來スコトハ云フ迄モナイコトデアル。元來造林事業ノ如キ資本ノ回收ノ遠キ且ツ其ノ間火災其ノ他ノ危險ニサラサル、コト多ク、從ツテ又金融ノ困難ナル事業ニ資本ヲ向ケラレザルノミナラス、輸入材ノ爲ニ木材價格ハ下落甚シク、伐採ニ當リソノ生産費ヲスラ償ヒ得ナイ

(3-5 富井納)

大 蔵 省

事ニ大ニ影響ハ下ニ及ボスルコト、以テ是レニ對シテハ、森林火災警防ノ施設、森林火災
 保險制度ヲ發達セシメルト共ニ、金融ニ付一段ノ考慮ヲ加ヘネバナラ
 ナイ。又生産費ノ低下ニ付適當ノ方策ヲ回スト共ニ相當ノ關稅ノ引上
 テ爲シテ内地材價ヲ適當ナラシメ、以テ林業ヲ收支償フ事業タラシメ
 ナケレバナラヌ。

狀況ニアル。我内地ノ林業ニ對シテハ森林火災警防ノ施設、森林火災
 保險制度ヲ發達セシメルト共ニ、金融ニ付一段ノ考慮ヲ加ヘネバナラ
 ナイ。又生産費ノ低下ニ付適當ノ方策ヲ回スト共ニ相當ノ關稅ノ引上
 テ爲シテ内地材價ヲ適當ナラシメ、以テ林業ヲ收支償フ事業タラシメ
 ナケレバナラヌ。

而シテ、御料林、國有林及公有林野、官行造林地町村ト收益分收ノ
 契約ノ下ニ國家ニ於テ造林ヲ進メツ、アル三十三万町歩ノ公有林ハ、
 今日相當ノ期間ガアツテ適當ノ經營ニ依リ又將來益改善ヲ加ヘラレル
 ルコトハ疑ナイコトデアアルガ、内地林野ノ約二割ニ過キズ。其ノ八割
 ハ荒廢甚シキ民有林デアツテ、面積ニ比シ蓄積少ク、造林ガ遅レ實ニ
 前示ノ如ク無立木地ノ面積ハ全國ノ米田面積ト大差ナイノデアアル。即

大 藏 省

(95. 富井納)

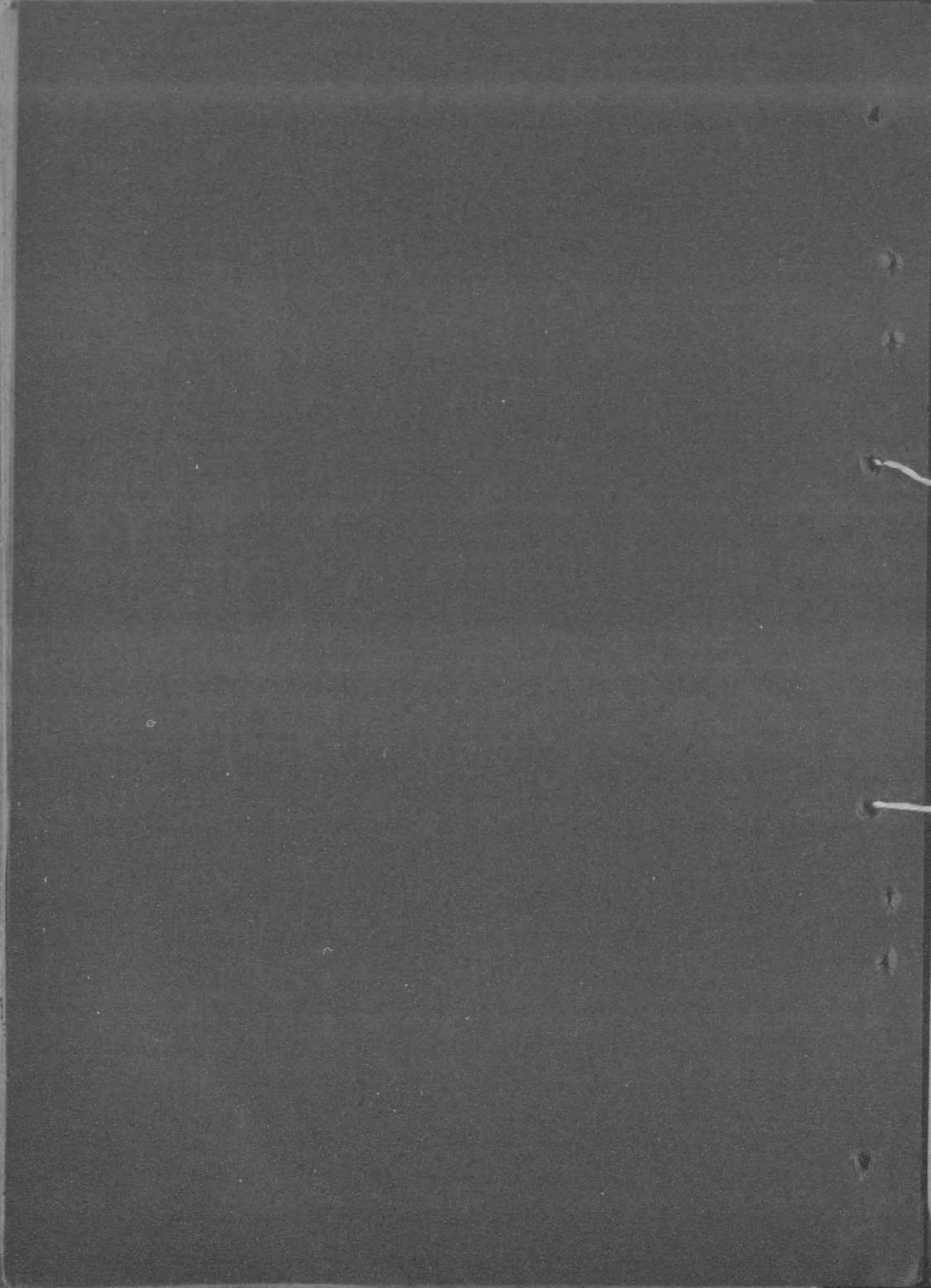
新法ノ樹立ニ資スルニシテ、各省ノ山林ニ對シテ、大體間接的ノモノデアツタガ、今日ニ於テハ、木材需給ヲ目標トシテ、民有林ニ對シテ造林ソノモノヲ主眼トシタル施設、獎勵ヲ爲サナケレバナライノデアアルマイカ。コノ爲ニハ、大要昭和四年度ヨリ同四十三年度迄四十年間ニ於テ、三百萬町歩ノ造林ヲ完成スルト共ニ、之ニ關聯シテ、樹苗ノ養成、森林組合ノ設立、森林利用ノ改善、及山林會事業ニ對スル補助ノ施設ヲ、統一擴張シ、以テ林業ノ革新振興ヲ圖リ、山村ノ疲弊ヲ救済スルト共ニ、將來ニ於ケル木材自給自足ノ目的ヲ達成スベク、第一期（二十年間）ニ於テ經費四千四百四十萬餘圓ヲ支出シテ、先ツ七十萬町歩ノ造林ヲ完了スルト共ニ、之ニ關聯スル諸施設ヲ計畫シタノデアアル。幸ヒ議會ノ容ルル所トナリ、本計畫ノ實行セラレ、其ノ他警防、保險、關稅其ノ他ノ諸

新法ノ樹立ニ資スルニシテ、各省ノ山林ニ對シテ、大體間接的ノモノデアツタガ、今日ニ於テハ、木材需給ヲ目標トシテ、民有林ニ對シテ造林ソノモノヲ主眼トシタル施設、獎勵ヲ爲サナケレバナライノデアアルマイカ。コノ爲ニハ、大要昭和四年度ヨリ同四十三年度迄四十年間ニ於テ、三百萬町歩ノ造林ヲ完成スルト共ニ、之ニ關聯シテ、樹苗ノ養成、森林組合ノ設立、森林利用ノ改善、及山林會事業ニ對スル補助ノ施設ヲ、統一擴張シ、以テ林業ノ革新振興ヲ圖リ、山村ノ疲弊ヲ救済スルト共ニ、將來ニ於ケル木材自給自足ノ目的ヲ達成スベク、第一期（二十年間）ニ於テ經費四千四百四十萬餘圓ヲ支出シテ、先ツ七十萬町歩ノ造林ヲ完了スルト共ニ、之ニ關聯スル諸施設ヲ計畫シタノデアアル。幸ヒ議會ノ容ルル所トナリ、本計畫ノ實行セラレ、其ノ他警防、保險、關稅其ノ他ノ諸

大蔵省
以、前、小、大、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、
大、小、の、手、續、を、行、つ、て、其、の、事、業、に、對、し、特、殊、の、手、續、を、設、け、

施設ガ相次デ實行セラレル曉ニハ、木材需給關係ノミナラズ我國林
政上光明ヲ認メ得ルデアラウ。

(35 富井納)



大
 海
 行
 記
 卷
 之
 一
 大
 海
 行
 記
 卷
 之
 一
 大
 海
 行
 記
 卷
 之
 一
 大
 海
 行
 記
 卷
 之
 一

0000 0382